

公 告

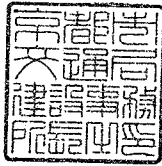
昭和42年2月1日京都市交通局公告（京都市交通局公印の印影について）の一部を次のように改正する。

平成17年4月22日

京都市公営企業管理者
交通局長 島田與三右衛門

第5項第25号を次のように改める。

（25）建設室建設事務所長の印



第5項第26号を削る。

附 則

この改正公告は、公布の日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

（交通局企画総務部総務課）